

「生きづらさ」解消へ向けて
—ベーシック・インカムの可能性を探る—

内 野 修 斗

目次

はじめに

1. 「生きづらさ」について
 1. 1 「生きづらさ」とはなにか
 1. 2 生活保護制度と「生きづらさ」の関係
 1. 3 非正規雇用者と「生きづらさ」の関係
 1. 4 「生きづらさ」解消のために
2. ベーシック・インカムについて
 2. 1 ベーシック・インカムとは
 2. 2 ベーシック・インカムの特徴
 2. 3 ベーシック・インカムが社会に与える影響
 2. 4 ベーシック・インカムに対する懸念
 2. 5 ベーシック・インカムの諸形態
3. 「生きづらさ」解消へのベーシック・インカムの可能性
 3. 1 ベーシック・インカム導入への道
 3. 2 「生きづらさ」解消へ向けたベーシック・インカムのかたち

おわりに

参考・引用文献一覧

図表

はじめに

日本における「生きづらさ」の問題は、限定された弱者のみが抱えるものではなく、日本社会に暮らす人々の誰しもが直面する可能性のあるもののように思える。非正規雇用問題やワーキングプアなどの言葉に代表されるように、従来までは働かない人や働けない人のものだと思われていた「生きづらさ」の問題は働いている人の問題ともなっている。たとえ正社員であったとしても年功序列や終身雇用制度を特徴とする日本型雇用制度においては、仕事を辞めることや再就職を目指すことのリスクは大きいため、ブラック企業のように劣悪な労働環境で仕方なく働き続けている人もいる。こうした「生きづらさ」は正社員であることを“普通”とみなし優遇してきた、日本の社会保障制度によってもたらされている。働くことで、生活費を稼ぎ、また社会から認められ居場所を確保することにつながるような、「労働」と「生存」と「承認」の3つが強く結びついた社会では、多様化する現代のライフスタイルには対応できず、「生きづらさ」は拡大していくばかりだろう。

本稿の目的はこうした「生きづらさ」の解決策としてのベーシック・インカムの可能性を探ることだ。ベーシック・インカムは2000年代後半以降、日本でも活発に議論されるようになってきており、2009年の新党日本など国政レベルで提唱されるようになってきている。筆者はベーシック・インカムのような全く新しい所得保障制度にこそ、「生きづらさ」を解消する鍵があるのではないかと考えている。

本稿は3章構成になっている。1章では筆者の考える「生きづらさ」を定義した上で、日本の生活保障システムとその問題点を概観し、「生きづらさ」の原因と現状を確認する。次に2章では、新たな所得保障制度の構想であるベーシック・インカムを取り上げ、その特徴やメリット・デメリットを確認する。そして3章では、1章と2章を踏まえた上でどのようなかたちでベーシック・インカムを導入すれば、「生きづらさ」の解消へつなげるのか考察していく。

1. 「生きづらさ」について

1. 1 「生きづらさ」とはなにか

1. 1. 1 「生きづらさ」の定義

はじめに本稿において筆者が扱う「生きづらさ」という言葉について確認しておきたい。明確な定義づけは難しいが、筆者はこの言葉を「貧困」と「社会的排除」を組み合わせたような意味として捉えている。「貧困」とは、社会的に許容される最低限の生活水準すら保つことができない状態の事を指す。具体的には所得が低い、所有物が少ないといったような、金銭的・物質的な資源の欠乏状態の表す概念のことである。一方で「社会的排除」は社会における人の「位置」や、人と人との「関係」、人と社会との「関係」に着目した概念である。「社会的排除」においては、資源の不足そのものだけを問題とするのではなく、そ

の資源の不足をきっかけとして生じる、社会における仕組み（社会保険など）からの排除や、人間関係の希薄化などにより、社会の一員としての存在価値やアイデンティティが奪われていくことを問題視する。たとえば、職を失うことは単に収入がなくなるだけのことでなく、厚生年金や健康保険などの社会保険からの排除や、職場の人間関係や居場所を失うことにつながる。このように、社会の中心から、外へと追い出され、社会の周縁に押しやられることを指すのが「社会的排除」という概念である。このように現代社会における「生きづらさ」とは、経済的な欠乏状態である「貧困」だけでなく、関係性の欠乏状態である「社会的排除」も含んだものとして考えられるだろう。

さらに本稿においては、このような「今まさに貧困や社会的排除に陥っている状態」を指す狭義の「生きづらさ」に留まらず、「いつ貧困や社会的排除に陥ってもおかしくないような状態」を指す広義の「生きづらさ」にまで拡張させて、これらを総合して「生きづらさ」として定義したい。これは湯浅（2008）が“溜め”と呼ぶものに近いのかもしれない。“溜め”には生きていくためのエネルギーを生み出す資源としての役割だけでなく、外界からの衝撃を吸収するクッションのような役割がある。つまり“溜め”には社会生活における様々なリスクを軽減する機能があり、“溜め”が多ければ多いほど安心して暮らすことができる。

“溜め”の機能は、金銭・物質的な資源や、人や社会との関係性だけでなく、個々人の持つ能力にも備わっている。たとえば、失業という衝撃が生じたときに“溜め”があるかないでは状況が大きく変わってくる。金銭的な“溜め”があれば、失業して収入がなくなっても食べて生きていけるし、その“溜め”が大きければ大きいほど次の仕事を見つけるまでの生活に余裕が生まれる。金銭的な“溜め”がなくても、家族や親など関係性の“溜め”があれば、とりあえずは生きていけるだろう。また次の仕事探す際にも、金銭的な“溜め”があれば、じっくりと良い条件の仕事を探すことができるし、仕事を紹介してくれる友人や知り合いの存在や、仕事に役立つ資格や能力のような“溜め”があれば、より多くの選択肢の中から仕事を選ぶことができる。重要なのは、働いて収入を得ていて、一見すると貧困や社会的排除とはほど遠い生活を送っている人の中にも、“溜め”がない人がいることである。孤独死や無縁社会という言葉に象徴されるような人間関係の希薄化や、昨今の経済不況による雇用状況の悪化を考えると、今日の日本においては“溜め”を作ることは決して簡単なことではないだろう。また“溜め”のない状況には、貧困・社会的排除の可能性を高めるだけにとどまらず、人々に労働からの逃げ道を奪う側面があることにも注目したい。新卒一括採用の風習に加え、先述したような経済不況もあいまって、今日の日本において再就職は容易なことではない。つまり、今日の日本においてはたとえブラック企業のような劣悪な職場環境や自分の納得のいかない仕事であっても、“溜め”がない以上は現状維持のまま働き続けるしかなくなってしまう。このように考えると、「生きづらさ」の問題は特定の誰かの問題ではなく、私たち誰もが持ちうる問題として浮かび上がってこないだろうか。

以上の内容をまとめると本稿において筆者が考える「生きづらさ」は以下のようなものとなる。①今まさに貧困・社会的排除に陥っている状態、②いつ貧困や社会的排除に陥ってもおかしくないような（“溜め”が欠乏している）状態、③“溜め”の欠乏により、現状の生活や労働からの逃げ道が閉ざされている状態。

1. 1. 2 「生きづらさ」原因としての日本型生活保障システムの特徴

本稿はこうした「生きづらさ」の原因を日本型生活保障システムに求める。生活保障とは雇用と社会保障の2つがうまく結びついて人々の生活を支える仕組みのことである。この生活保障という視点から、第二次世界大戦以後の日本の社会保障と雇用システムの特徴と問題点を確認したい。

日本型生活保障について、宮本(2008)は以下の4点をその特徴として述べている。

1. 社会保障支出の低さ
2. 雇用の保障
3. 高齢者向け社会保障支出の高さ
4. 家計補完型で低賃金の非正規労働市場

この4つの特徴それぞれについて、宮本に加えて仁平(2009)の考察なども参考にしつつ、筆者なりにまとめた。

第一に社会保障支出は小さかった点が挙げられている。社会保障・福祉分野の支出の指標とされるOECDの社会的支出の大きさを見ると、日本は1990年代末までは先進工業国の中で最低の水準であった。この支出の小ささの背景には、日本の近代化の過程で採られた産業政策の影響がある。敗戦後、経済後進国として他の先進国に遅れるかたちで近代化を図らなければならなかった日本は、農業中心の第一次産業から第二次・第三次産業へと急激な産業構造の転換を進める必要があった。産業政策に政府支出をまわすためには他の支出を抑える必要があり、社会保障支出もその例外ではなかった。実際に1980年代に至るまで一般会計比に占める政府の社会保障関係の支出の割合は、産業政策の支出を下まわっている。

第二に雇用を保障することによって、このような貧弱な社会保障機能を代替していたことである。雇用の保障は、海外との競争から大企業を守る護送船団方式の行政指導、土建業界を支える公共事業、中小・零細企業の保護政策などの、所管官庁による企業や業界の保護を通して実現された。もちろん高度経済成長という時代背景もその要因のひとつであり、高度経済成長における人々の所得や生活水準の向上はそれ自体で生活保障として大きな役割を果たしていた。所得の格差を表す数値であるジニ係数に注目してみても、1980年半ばの日本は社会保障支出が小さいため、再分配を行う前と後での所得格差の違いはあまり大きくない。しかし、それと同時に日本のジニ係数は再分配前の段階から各国と比べて相対的に小さかった。つまり、雇用を行き渡らせることによって世帯間の所得格差が抑制されていたことが読み取れる。ここで重要なのは、雇用を保障することによって家族と企業に福祉機能の多くを肩代わりさせることができるという構造である。

高度経済成長を経た近代化の過程における第一次産業から第二次・第三次産業への変化は、農家世帯からサラリーマン世帯へという転換を意味しており、性別役割分業が顕著な近代家族のイメージはこの時期から広がっていった。そうした中で雇用保障の主な対象は男性(夫)の稼ぎ主とされ、小さな社会保障支出のために抑制された育児や介護などの福祉サービスの機能は女性(妻)が無償で担うことが求められるようになった。

一方で企業も「日本型経営」を前提とし、男性の正社員に対して家族を扶養するうえで

有効な手厚い企業福祉を提供していた。日本型経営は、終身雇用制・年功賃金制・企業別組合の3つの特徴をもつ経営システムである。終身雇用制は被雇用者から失業のリスクを取り除くと同時に、長期雇用により被雇用者の企業への忠誠心の形成を可能としていた。年功賃金制は、男性被雇用者の賃金を家族の扶養を想定した家族賃金として支払うことを前提とし、子供の教育費や親の介護・医療費、住宅ローンといった被雇用者の年齢の増加にともなうコストの増大に対応できるように上昇していく賃金体系のことである。また企業別組合は、企業ごとに編成された組合により、正社員の雇用・賃金・福利厚生を守ってきた。

第三に高齢者向け社会保障支出の高さが挙げられている。現役世代の福祉は先述したように企業と家族が役割を果たしていたため、ただでさえ小さな社会保障の支出は企業や家族による福祉の力が弱まる人生後半の高齢者に相対的にシフトした。つまり、日本の社会保障の内訳は年金、遺族関連、高齢者医療などに集中するようになる。社会的支出のうち現金給付の部分、高齢者のためのもの（年金と遺族関連支出）と現役世代に対するものに分けて比較してみると、2003年のGDP比で高齢者向けが8.2%であるのに対して、現役世代向けは1.5%にとどまっている。OECDの平均では高齢者向けが7.1%であるのに対して現役世代向けが1.5%であり、日本における社会保障支出における高齢者向け支出の比重の高さが読み取れる。また、社会保障関係支出（一般会計）の内訳の推移を見ていても、1970年以降に増加した社会保障費の主な部分は年金や健康保険を中心とした社会保険費であることがわかる。生活保護費のような公的扶助や、雇用保険を含めた失業対策費、住宅対策費などはいずれも低い割合にとどまっており、ここからも現役世代への生活保障の貧弱さが読み取れる。

第四の特徴として、家計補完型で低賃金の非正規労働市場の存在が挙げられている。住宅や教育といったような現役世代への公的支援の弱さは結果的に、多くの家庭において住宅ローンや子どもの教育費、学費の支出の増加を導いた。そのため男性稼ぎ主である夫の給与だけでは十分ではなくなり、男性稼ぎ主以外の家族が非正規労働市場へと参加することで補う必要があった。主婦によるパートタイム労働や学生によるアルバイトなどがその代表例である。しかしながら、税制や社会保険は男性稼ぎ主が家族を扶養することを前提として設計されていたため、被扶養者の所得が一定の水準を超えると税制上の控除が受けられなくなることや、社会保険における被扶養者の地位を失い保険料を拠出しなければならなくなるなど、様々な不利益をこうむるような仕組みとなっていた。家計を補完するために稼がなければならないが、稼ぎすぎると逆に損をする。この構造から日本の非正規雇用市場の低賃金構造が生み出された。近年注目されている、ワーキングプアなどを始めとした非正規労働者をめぐる社会問題は、こうした構造が大きな要因となっている。

以上の4つの特徴を持つ日本の生活保障システムは、戦後の近代化の過程で生じた高度経済成長の力を、産業政策の重視によって最大限引き出すうえでは確かに有効であった。しかしながら、現代社会においては以下の2つの理由から「生きづらさ」を生み出す原因となってしまっている。第一に、正社員の男性稼ぎ主を前提として設計されているため、非正規雇用者や失業者に対する生活保障は貧弱であった。そして第二に、「正社員の男性稼ぎ主とその妻と子」という家族構成を“標準的”であり“普通”とすることで、その枠から外れた人々を“普通”へと回帰させるような圧力を伴っている。前述した定義に照らし

合わせるならば、前者は生存をめぐる物質的欠乏状態に関わる「生きづらさ」であり、後者は承認やアイデンティティをめぐる関係性の欠乏状態に関わる「生きづらさ」だと言える。次の2節と3節では、こうした日本の生活保障システムによってもたらされる「生きづらさ」について、生活保護制度と正規／非正規雇用問題を取り上げて、詳しくみていきたい。

1. 2 生活保護制度と「生きづらさ」の関係

本節では、生活保護制度を取り上げることで、働けない／働かない人の「生きづらさ」を確認していきたい。

1. 2. 1 生活保護制度とは

日本の社会保障制度は働こうと思えば仕事に就くことができ、仕事に就くことができれば食べていくことができる、完全雇用を前提としている。その上で、突然の失業や病気などの一時的なリスクに対応するためのセーフティネットとして雇用保険や健康保険などの社会保険がある。しかし社会保険を利用しても十分な生活が営めなくなってしまうような場合もあるだろう。このように、他の社会保険制度を利用しても支えきれない人を救うことを目的とした「最後のセーフティネット」が生活保護制度である。生活保護制度は生存権として憲法25条に記されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障に加えて、生活保護受給者の自立の2つを目的としている。

生活保護制度は、「国家責任の原理」、「無差別平等の原理」、「最低生活の原理」、「補足性の原理」の4つの原理のもとで実施されている。この中で「補足性の原理」は、預貯金や土地などの保有資産や稼働能力、家族や親戚などの扶養義務者などの活用を通して、国民側ができる限りの努力をしてもなお最低限度の生活を営むことができない場合に限り、生活保護の受給を認めるとする原理である。詳しくは後述するが、「水際作戦」や捕捉率の低さといった生活保護をめぐる諸問題は、この「補足性の原理」を利用した自治体による生活保護費の出し惜しみが原因となっているという見方もある。

緊急の場合などを除き、一般的に生活保護を受けるためには、保護を受けたい人が福祉事務所などで保護の申請を行わなければならない。生活保護は国から自動的に与えられるものではなく、保護を受けたい人が国民の権利として申請し、行使する必要のある「申請主義」と採っている。申請をすると、福祉事務所の職員（ケースワーカー）が家庭訪問をして資力調査（ミーンズテスト）が行われる。この調査によって、申請者や家族の仕事の状況や稼働能力の有無、学校に通っている家族はいるのか、預貯金や資産はどのくらいあるのか、というような個人情報を事細かに調べ上げられる。また家族の範囲を超えて扶養義務のある親や兄弟、親戚にまで援助の意思の確認がなされてしまう。このような厳しい調査を受けた上で申請者に保護が必要かどうか判断され、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための生活保護基準を下回ると判断されれば、その不足分を補うだけの生活保護費を受け取ることができるようになる。こうして給付される生活保護費は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つに分けられる。この中でも生業扶助は、生活保護受給者の最低生活の保障だけでなく生活保護受

給者の自立助長を目的としている点で、他の7つの扶助とは立ち位置が異なっている。生業扶助では生計維持のための小規模事業の経営費や、生業に就くために必要な技能習得のための費用、高等学校等への就学費などの費用が給付される。つまり、生業扶助においては「今まさに困窮のために最低限度の生活を送ることのできない人」だけでなく、「将来的にそうなるおそれのある人」までもがその対象となっており、積極的な適用が求められる扶助となっている。

厚生労働省の「福祉行政報告例」¹によると、平成23年度の1ヶ月平均の生活保護受給世帯は約15万世帯、生活保護受給者は約200万人となっており、いずれも前年度に引き続いて過去最高の数値となっている。生活保護受給者はいまなお増え続けており、厚生労働省の「被保護者調査」²によると平成25年8月における生活保護受給世帯は約16万世帯、生活保護受給者は約216万人となっており、いずれも過去最高となっている。また「生活保護費負担金事業実績報告」³をみると、同様に生活保護費も増加していることがわかる。事業費ベースの生活保護費も年々上昇傾向にあり、特に平成21年度以降は急激に増加している。平成21年度の実績額が過去最高の約3兆円となっているのに対して、平成23年度の補正後予算額は約3.5兆円、平成24年度の当初予算額では約3.7兆円となっている。以上のような状況から、現在では生活保護制度それ自体の持続可能性に問題が生じ始めている。

1. 2. 2 捕捉率から見える生活保護制度の問題点

生活保護制度の大きな問題点として捕捉率の低さが挙げられる。捕捉率とは貧困世帯における生活保護受給世帯の比率のことを指す言葉であり、生活保護が必要としている人々をどれだけカバーできているのかを示す指標となっている。日本はこの捕捉率が諸外国と比べて格段に低いと言われている。欧米では少なくとも50%以上、イギリスやスウェーデンにおいては80%以上であるのに対して、日本の捕捉率は20%前後と言われている⁴。

五石（2011）は日本の捕捉率の低さの理由は主に以下の3点にあると述べている。第一に生活保護「補足性の原理」である。先述したようにたとえ生活が困窮していようとも、保有資産や稼働能力を十分に活用していなければ生活保護は受けることができない。政府は80年代以降「適正化」の名のもとに「補足性の原理」の基準よりも厳格な運用を求めてきた。この政府の動きが、後述する「水際作戦」のような自治体による生活保護の入口を狭める傾向を強めてきた。

¹ 厚生労働省「平成23年度 福祉行政報告例 結果の概要」

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/11/dl/kekka_gaikyo.pdf (2013.12.15)

² 厚生労働省「被保護者調査（月別概要：平成25年8月分概数） 結果の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2013/dl/08-01.pdf> (2013.12.15)

³ 財務省 財政について聴く会（平成24年10月22日開催）「資料1 社会保障予算（生活保護、年金等）」より

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia241022/01.pdf (2013.12.15)

⁴ 日本における貧困率の推定には全国消費実態調査（総務省）や国民生活基礎調査（厚生労働省）などが使われているが、サンプリング方法の違いなどによって一般に前者のほうが貧困率は低く算出される。日本の正確な貧困率や要保護世帯数の把握は困難であるため、捕捉率に関しても公式な測定は行われていない。

第二の理由として生活保護受給者を増やしたくない「自治体の姿勢」が挙げられている。こうした姿勢のもとで行われたのが、自治体の窓口で保護の申請を受け付けず、資力調査すら行うことなく生活保護の受給を阻止する「水際作戦」である。自治体の生活保護窓口を訪れた人のうち実際に生活保護を申請した人の割合を「申請率」と呼ぶが、2006 年における全国各市と東京 23 区における申請率の平均は 44.7%であった。つまり生活保護を受けようと窓口を訪れても半分以下の人しか実際に申請することはできていない。こうした「水際作戦」が全国で横行している原因として、生活保護費の 4 分の 1 とケースワーカーの給与を自治体が負担しなければならない点や、ケースワーカーの数が不足している点が挙げられる。「国家責任の原理」としながらも、実際には自治体に多くの負担を強いている現状がある。

第三に生活保護を受けることに負い目や恥の意識を感じてしまう「スティグマ」の問題が挙げられている。資力調査の過程で家族や親戚の扶養義務者へ連絡が行くことを恐れ、生活保護の申請を行わない人はかなり多い。「申請主義」の生活保護制度においては、どれだけ生活に困窮していようと、受給希望者による申請がない限り保護は開始されない。また近年では生活保護の不正受給問題などがメディアで取り上げられたことから、生活保護へのバッシングは強まり、スティグマもますます強まっている。

以上のような理由から日本の生活保護の捕捉率は低くなっており、制度として機能不全に陥っている。「最後のセーフティネット」として、労働から切り離された＜働けない／働かない人々＞の生存を十分を守ることができる制度とは言い切れない状況にある。またスティグマの問題からも明らかなように、生活保護制度にはアイデンティティをめぐる承認の問題も生じている。生活保護の受給に成功して生存が守られたとしても、「生活保護受給者」としてスティグマを感じ、人間としての尊厳やアイデンティティに傷をつけられながら生活しなければならない。このように生活保護制度は生存と承認の二つの意味で人々に「生きづらさ」を強いる制度となってしまうている。

1. 3 非正規雇用者と「生きづらさ」の関係

今日の日本における「生きづらさ」の問題は、働いておらず収入のない人に限ったものではない。フリーターや契約社員、派遣労働者を中心とした＜正規雇用／非正規雇用＞の間での様々な待遇の違いをめぐる問題はもちろんのこと、近年では正規雇用においても劣悪な職場環境で働かされるブラック企業の存在も問題視されてきている。本節では以上のような、働く人をめぐる「生きづらさ」が具体的にどのようなかたちで人々の前に現れているのか、契約社員や派遣労働者を中心とした非正規雇用問題を取り上げることで確認していきたい。

1. 3. 1 非正規雇用労働市場の現状

日本の非正規雇用者数は近年急激に増加しており、総務省の「就業構造基本調査」⁵によ

⁵ 総務省「平成 24 年 職業構造基本調査 結果の概要」

<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf> (2013.12.15)

ると平成 24 年では過去最高の約 2042 万人となっている。またそれに伴い、雇用者全体に占める割合も上昇し平成 24 年では過去最高の 38.2%となっており、約 4 割もの人が非正規雇用者として働いている。1 節で述べたように、従来までの非正規雇用はあくまでも男性稼ぎ主の存在を前提とした家計補完型のものが一般的であった。しかしながら、現在の日本においては従来とはまったく異なった非正規雇用市場が形成されている。その大きな特徴として挙げられるのが、契約社員や派遣労働者を中心としたフルタイムで働く家計自立型の非正社員の存在である。

厚生労働省の「職業形態の多様化に関する総合実態調査」⁶における「生活をまかなう主な収入源」に関する調査を見てみると、その多さがわかる。この調査によると、男性の正社員以外の労働者のうち 82.3%が自分自身の収入で暮らしており、男女を合わせた正社員以外の労働者全体を見ても約半分の 49.1%が家計自立型の非正社員であることがわかる。またその内訳を見てみると、契約社員では 74.7%、派遣労働者では 70.9%が家計自立型となっており、34%が家計自立型のパートタイム労働者と比べてもその多さが目立つ。当然ながらこのようなフルタイム型の非正規雇用者はパートタイム労働者と比べて、正社員になることを希望している割合が非常に多い。「今後の働き方に対する希望」に関する調査においては、正社員を希望するパートタイム労働者が 18.8%であるのに対して、契約社員では 49.2%、派遣労働者では 50.9%となっており、フルタイム型の非正規雇用者においては全体のおよそ半数が正規雇用者へとなることを望んでいる。また、「現在の就業形態を選んだ理由」として契約社員では 2 番目の 33.4%、派遣労働者では最も多い 44.9%が「正社員として働ける会社がなかったから」と答えている。従来までの正規雇用の枠が大きく縮減したことで、本来ならば正社員として働くはずだった多くの労働者が非正規雇用の枠組みへと追いやられているのだ。

繰り返しになるが、従来の非正規雇用市場は主婦や学生アルバイト、定年退職後の高齢者による勤務時間が限定されたパートタイム労働が中心で、あくまでも家計の補完を目的としたものだった。それとは対照的に、現在の非正規雇用市場は契約社員や派遣労働者のようなフルタイム型の非正社員が中心となっており、自らの収入で生活を送る家計自立型が多くを占めている。こうした家計自立型の非正社員に対して、いまだに従来までの家計補完型の非正規労働者向けの雇用条件が適応されていることが、結果的に貧困やワーキングプア、ひいては「生きづらさ」の原因となっていることは言うまでもない。

1. 3. 2 非正規雇用者を取りまく環境

これまで述べてきたように、非正規雇用労働者は正規雇用労働者が受ける様々な企業福祉から排除されている。正規雇用労働者は年齢を経るに従って賃金が上がっていく年功賃金制に組み込まれているのに対して、多くの非正規雇用労働者の賃金水準は長く働いても変わることはほとんどない。彼らの多くは月に 20 万前後の賃金を受け取っているが、そこから税金、寮費、光熱費、社会保険料などを引かれると、手取りでは 10 万にも満たない額しか残らない。家計自立型の非正規雇用労働者は非正規雇用の賃金水準で自らの生活をま

⁶ 厚生労働省「平成 22 年 就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/10/dl/02.pdf> (2013.12.15)

かなう必要があるが、これは昇給もボーナスもないような状況で将来の見通しの付かない、ギリギリの生活をひたすら続けていくことを意味している。また、昨今注目を集めている製造業派遣労働者などの工場勤務の業務形態をとる職場の場合は、工場の生産量の増減や景気の影響によって毎月の残業時間が大幅に上下する。そのため、賃金水準も安定することなく非常に不安定な生活を余儀なくされることが多い。

製造業派遣の場合は、家計を自立するために派遣会社が提供した寮に住むことが一般的になっている。非正規雇用者が自立する際に最も大きなハードルとなるのが住宅、およびその家賃料である。時給 1000 円の水準の不安定な生活を送る非正規雇用労働者が、住宅を安定的に確保することは非常に難しく、寮の存在は彼らにとって魅力的なものとなっている。しかしながらこの寮はあくまでも労働者のためのものであり、解雇されてしまえば追い出されてしまう。つまり非正規雇用労働者にとって職を失うことは住む場所すら失うことになる。製造業派遣労働者の問題は 2008 年の年末以来の「派遣村問題」を通して多くの注目を集めたが、彼らが派遣村に非難してきたのは彼らの収入では安定した貯蓄を行うことや、寮を追いやられた後の住む場所を確保することが困難だったからである。

1. 3. 3 非正規雇用者の「生きづらさ」

フルタイムで働く家計自立型非正規雇用労働者の特徴として、正社員とほとんど変わらない業務をこなす点が挙げられる。それにも関わらず、先ほど述べたように彼らの多くはどれだけ働いても賃金が上がることはほとんどない。同じ質の労働には同じ水準の賃金を与えるべき、という「同一価値労働同一賃金」という考え方があるが、日本の非正規雇用市場においてはもちろん成立していない。

非正規雇用の企業側にとってのメリットとして、景気変動に応じた雇用量の調整がしやすい点が挙げられる。2008 年 9 月以降の「リーマン・ショック」として知られる金融危機を発端とした景気悪化は、製造業を中心とした多くの企業による大規模な派遣労働者の雇い止めを誘発し、多くの派遣労働者が職を失うこととなった。その結果として生じたのが、「派遣村問題」だった。多くの企業は非正規雇用労働者を簡単に切り捨てることができ、安く雇える正社員の代替要員として扱っている。このように“使い捨てにされている”という感覚こそが、非正規雇用に関する問題を単なる物質的な貧しさのレベルを超えたアイデンティティや承認をめぐる問題へと拡張させていると言えるだろう。2008 年 6 月に秋葉原で生じた連続無差別殺傷事件は非正規雇用問題の承認に関する側面が強く現れるものだった。製造業の派遣労働社員であった容疑者は、自身のことを企業や社会にとって「要らない人間」であり、殺人予告を行った携帯サイトの電子掲示板のみが「自分の居場所」であると考えていた。「生きる場所」を失うことで他者や社会からの承認だけでなく、それらを媒介とした自分自身からの承認すらも失った容疑者が起こしたのがこの残忍な事件であった。もちろんこの事件のすべてを非正規雇用問題へと還元することはできない。しかしながら、こうした承認をめぐるアイデンティティや居場所の問題が、生存をめぐる貧困・格差の問題から完全に独立しているとも言い切ることはできないだろう。

1. 4 「生きづらさ」解消のため

本章では「生きづらさ」の原因を明らかにした上で、生活保護制度と非正規雇用問題を

取り上げることでその実態を確認してきた。ここで、生活保護受給者のような働けない／働かない人と、非正規雇用者のような働く人の感じる「生きづらさ」が、両者とも「生存」と「承認」の2つのレベルに跨ったものである点に注目したい。つまり、両者の感じる「生きづらさ」の間には本質的な違いは無いということだ。したがって、「生きづらさ」解消のためにはそれぞれ問題にそれぞれ別のアプローチをするのではなく、両者をひとつの問題と捉えてアプローチしていく必要があるだろう。筆者はこうした「生きづらさ」解決へのアプローチとして、公平かつ平等な所得保障制度が必要なのではないかと考えている。多様なライフスタイルを許容し、すべての人の生活を平等に保障することで、「生きづらさ」を生存と承認の両者のレベルで解決できるのではないだろうか。次の章では、そうした所得保障制度のひとつとしてベーシック・インカムという構想について考察したい。

2. ベーシック・インカムについて

2. 1 ベーシック・インカムとは

ベーシック・インカム（以下 BI）は、社会のすべて構成員に生活していける最低限度の額の現金を政府が無条件に給付する、という社会政策構想のことを指す。所得保障制度のひとつであり、「基本所得」と呼ばれることもある。明確な定義付けは難しいものの、板倉（2012）による定義を参考にしつつ筆者は以下の6点をその条件としてまとめた。

- ①給付の対象は、社会のすべての構成員（国民）
- ②無条件で給付される
- ③個人単位で給付される
- ④生涯にわたって定期的に給付される
- ⑤現金で給付される
- ⑥給付額は最低限度の生活を送っていけるだけの額

一般的にこれら6つの条件をすべて満たすものがBIと呼ばれる（これらの定義の一部のみを満たしたBIを部分BIなどと呼ぶことがあるが、詳しくは後述する）。このような形の所得保障制度を実現するに至った国はいまだにない。BIはこのラディカルすぎる定義ゆえに、主に財源の問題や政策的合意形成の問題から実現可能性は極めて低いとされており、机上の空論のように語られることも少なくない。しかし、ひとつの思考実験としてその可能性を探ることは決して無意味ではないだろう。現行の社会保障制度とはまったくかけ離れたBIというフィルターを通すことで、社会保障制度の問題点を再確認することができる。その意味で、社会保障のあり方をゼロから見つめ直すための材料としてBIを用いることは有意義であると言える。

2. 2 ベーシック・インカムの特徴

武川（2008）は、BIの特徴として前述した定義のうちの「無条件性」と「個人単位」の

2点を挙げている。この2点こそがBIが他の所得保障制度と最も異なる点である。

まず無条件性の特徴からみていきたい。現行の日本の社会保障制度はすべて受給資格を設定している。社会保険であれば、保険金の納付や保険給付に値する事故への遭遇が必要となる。児童手当に代表される社会手当の場合は、受給者が納税者である必要はないものの、児童を扶養していることなどの受給資格が存在する。また公的扶助である生活保護に関しては前述したように、受給にあたっては厳しい資力調査が必要となってくる。一方で、BIは以上のような現行の所得保障制度が持つすべての受給要件を否定する。性別や年齢、職業、所得、求職の意思、配偶者・子ども・老親扶養の有無などの条件を設けずに、すべての属性とは無関係に支給されるのがBIの無条件性である。BIにおいては、受給者の必要の有無に関わらず、まったく必要としない人に対しても、より多くの給付を必要とする人に対しても同額が支給される。この意味でBIは普遍主義的給付の究極の姿であるとも言える。

またこの無条件性という特徴からは、「簡索性」という制度運用上の利点を導き出すことができる。たとえば生活保護の場合を考えてみると、申請や資力調査などの受給にあたっての必要判定に加えて、受給者に対するケースワーカーによる家庭訪問など、制度の運用には大きなコストが生じる。一方でBIの場合はそもそも必要判定を行わないため、コストは大幅に削減されることとなる。またなによりも制度自体が簡素化されるため、人々にとっても制度の透明性が増し、利用しやすくなる。こうした制度の簡索性と制度運用上のコストの低さから、他の所得保障制度を全廃して、BIに置き換えるべきだと主張されることが多い。

2つ目の特徴は給付が「個人単位」で行われる点である。現行の社会保障制度は世帯単位の給付と個人単位の給付が混在している。1985年の基礎年金の導入によって厚生年金の一部が個人単位の給付になるなど、ある程度個人化が進んできているものの、今なお世帯単位の所得保障制度が存続している。これは1章で述べたように日本の社会保障制度が男性稼ぎ主を中心とした家族のあり方を前提として設計されていることによるものである。現行の社会保障制度では、生活保護制度の給付は世帯単位で行われるし、厚生年金でも遺族年金などは男性稼ぎ主を前提とした制度となっている。こうした社会保障制度とは対照的に、BIは個人単位化の徹底を主張する。子どもや高齢者、病気の人や障害者であっても、BIはすべての人を独立した個人として扱い、各個人に対して給付を行う。BIは現行の社会保障制度のように特定の家族のあり方を標準的とみなすようなことはしない。このため、BIは現代の多様化したライフスタイルや家族のあり方に公平かつ柔軟に対応できる所得保障制度と言える。

2. 3 ベーシック・インカムが社会に与える影響

2. 3. 1 自律性の向上

BIの実現によって期待される社会への影響として、人々の自律性の向上という点が挙げられる。秋元（2008）は、A. センの福祉の「成果」と「自由」の議論⁷を用いて、BIと自律

⁷ センは人々の社会における立場や境遇は、その人が実際に達成（確保）した「成果」と、

性について考察している。

これまでの社会保障で主に問題とされてきたのは、生存の確保や最低限度の生活を送るために必要な需要が満たされているのかどうか、というような福祉の「成果」についてだった。一方で、どのような生き方や暮らし方の選択肢があったのか、というような成果を達成するための「自由」の問題は基本的に問題とされてこなかった。仮に最低限度の生活を送るための需要が満たされていたとしても、それが特定の生き方の強制によって達成されたのであれば、「自由」のレベルでは福祉は欠如した状態にある。たとえば生活保護制度においては、ケースワーカーが保護継続の条件として受給者に就労という特定の生き方を強制する場合がある。

このような従来までの社会保障制度とは異なり、BI は個人が“なしたいこと”を実現するための福祉の「自由」を重視し、これを保障する。BI はすべての人への無条件給付を特徴としているため、給付される現金は各個人が自由に使うことができる。つまり、BI において人々は各個人の自己決定により、その生き方や暮らし方を自律的に選択できるようになる。このようにBI は人々の自律性を保障し、その向上を促すことができる制度だといえる。

2. 3. 2 貧困の罍の解消・軽減

貧困の罍とは、社会保障と労働市場の相互作用から生まれる社会システムの矛盾点を指す言葉である。収入が増えても所得全体はそれほど増えないような状況のことや、それによって人々の労働インセンティブ（意欲）が削がれる状況のことをいう。

日本においては、このような貧困の罍として税制上の控除による「103 万円の壁」が良く知られている。収入が 103 万に達しなければ、給与所得控除 65 万と基礎控除 38 万により税金を払う必要はない。しかし、103 万を超えると所得税を払わなければならないため、人々は自らの収入が 103 万以内になるように、自らの働く量（所得）に上限を設けてコントロールするようになる。

同じく貧困の罍を生む制度として、日本では生活保護制度がある。生活保護は、「補足性の原理」によって「勤労などによる収入＋給付」が常に一定の額になるように制度が設計されている。そのため、勤労などによる収入がいくら増加しようと、受給者の所得全体はあまり変化することはない。これに加えて、五石（2011）は勤労収入の増加にともなう、生活保護廃止が結果的には可処分所得（手取り収入）の低下を導くことを指摘している。国民健康の保険料や、国民年金、所得税・住民税などによる支出の増加がその主な原因である。生活保護受給者の所得が保護を廃止した途端に低下するのであれば、受給者の多くはあえて勤労収入を増やしてまで生活保護から抜け出そうとは考えないだろう。むしろ自らの勤労収入に上限を設けるか、まったく働かずに生活保護の受給を続けた方が経済的に合理的であるとさえ言うことができる。このように貧困の罍は人々から勤労に対する意欲を奪ってしまう。

これに対して、BI の利点は貧困の罍を軽減ないしは解消する点にある。T. フィッツパト

それを達成するためのどれだけの機会や選択肢が与えられたのかという「自由」の2つの視点から評価できるとしている。

リック（2005=1999）は BI を擁護する根拠として、働けば働くほど収入が増える点を挙げている。BI が導入されれば、たとえ低賃金の仕事であっても働く価値が生まれる。なぜなら、生活保護のような資力調査付きの給付とは異なり、手元に残る収入が増えるようになるからである。生活保護制度のようなこれまでの社会保障制度が「足りない賃金の補充」を保障するものであったとするならば、BI は「賃金の最低限」を保障するものである。このことから BI は貧困の罨を解消し、人々の労働インセンティブを高める制度であると言える。

2. 3. 3 労働観の変化—無償労働の価値上昇と労働の柔軟性向上

極端に言ってしまうと、BI が実現すれば人々は働かなくても最低限の生活を送れるようになる。1 章で見たように、日本の社会保障制度においては労働と生存と承認は非常に強く結びついている。正社員でなければ、安定した生活を送ることは難しい上に、アイデンティティや自尊心までに傷がつけられてしまう。これに対して、BI はこれら 3 つの結びつきを切り離すことができる。前項で BI は労働インセンティブを高めると述べたが、BI は人々の労働観にも変化をあたえる。

最低限度の生活が保障された社会においては、人々は働いて得た所得を自分の好きなように使えるようになるため、パートタイム労働や低賃金労働が今まで以上に価値あるものとなる。前章で非正規雇用とアイデンティティの関係について述べたが、BI はこのように低賃金労働の価値を向上させることによって、労働と承認との関係を切り離すことができる。

T. フィッツパトリック（2005=1999）は、BI は人々が労働市場から退出する能力を高め、労働市場へ参入しない権利を与え、その結果として市場のなかでの労働者の発言権を強めることで、労働者をエンパワーメントすることができるという。つまり、労働と生存が切り離された社会においては、ブラック企業のように劣悪な社会環境で嫌々働き続ける必要がなくなるため、相対的に労働者の立場が高くなる、ということだ。生存を確保するために働く必要がなくなった社会においては、人々は自らにとっての「やりがい」を満たすための手段や、贅沢をしてより良い生活を送るための手段として労働を捉えるようになる。また BI によって、労働時間を比較的自由にコントロールできるパートタイム労働や、低賃金であってもやりがいのある仕事が今まで以上に価値あるものとなるだろう。これは賃金の発生する有償労働に限ったことではない。賃金の発生しない無償労働についても同じことが言える。

フィッツパトリックは BI が女性に与える利点として、家事や介護などの家庭での無償労働の地位を引き上げることによって性分業を弱めることができる点と、それに伴う家庭内の女性の地位向上を挙げている。BI によって有償労働への依存度が下がり、男性の労働時間が短縮されれば、家事のような無償労働を果たす機会も多くなり、性分業は弱まるようになるだろう。また、前述した BI 労働者のエンパワーメントを導く労働市場と労働者の関係は、女性と家庭に当てはめることもできる。すなわち、BI は女性が家庭から退出する能力を高め、家事労働を行わない権利を与え、その結果として家庭内での女性の発言権を高め、女性をエンパワーメントすることができる、ということだ。また、無償労働の形も家事労働に限らない。賃金は一切発生しないが、やりがいのあるボランティアなどもそれに

含まれる。一例ではあるが、BI のある社会ではちょっとした贅沢をするための手段として短時間のパート労働を行いつつも、空いた時間でやりがいのあるボランティアのような無償労働を行う、というような生活スタイルが成り立つようになる。前章で非正規雇用とアイデンティティの関係について述べたが、このように多用な形態の労働の価値を向上させることによって、労働と承認との関係を切り離すことができるのも BI の利点のひとつである。

2. 4 ベーシック・インカムに対する懸念

前節では BI が社会に与える好影響や利点について、代表的な賛成論をもとに確認した。BI にはそうした利点がある一方で、根強い反対論や批判が多数存在する。本節ではそうした反対論などを参考にしながら、BI が社会に与えると予測される悪影響や危険性に対する懸念について確認したい。

2. 4. 1 フリーライダーへの懸念—道徳的反対論

BI に対する最も重要な反対論は、誰も働かなくなってしまうのではないかと、ということである。もちろん、BI が導入されたからといってすべての人が働かなくなることはありえないだろう。しかしながら、BI を貰いながら遊んで暮らす人々は間違いなく現れるだろう。そのような他の誰かが生産のために払った努力に、ただ乗りしているだけのフリーライダーの存在を人々は認めるだろうか。昨今の生活保護に対するバッシングからもわかるように、フリーライダーを許せないものとして容認しない人は決して少なくないだろう。こうしたフリーライダーを根拠とした BI 反対論に対しては、さまざまな形で再反論が存在する。T. フィッツパトリック（2005=1999）はそのなかでも最も説得力のあるものとして、4 つの再反論を挙げている。

第一に「自然からの授かりもの説」によるものである。フリーライダーを根拠とした反対論は、現在の生産活動が過去の社会財とは無関係のものであることを前提としている。これに対し「自然からの授かりもの説」は、既存の社会財の大部分が現在の労働の産物というよりは、自然と過去の労働からの授かりものであると主張する。現在の労働の大部分は、過去の労働や自然資材があったからこそ可能となっている。つまり、現在の人間は働いていようが遊んでいようが「過去の労働」に対しては何一つ貢献していないこととなる。したがって、この部分に関してはフリーライダーとそうでない人の間に BI を貰う上での違いはない、とするのが「自然からの授かりもの説」である。

第二に「雇用レント説」が挙げられている。当たり前のことだが、同じ能力の場合は賃金の高い人を雇い続けるよりも、解雇して賃金の安い人を雇うほうが、雇用主にとっては利益となる。たとえば、時給 1000 円の者を解雇して時給 900 円の者を雇えば、差額の時給 100 円分だけ雇い主は利益を得ることとなる。この高い賃金で働いていた人と新しく働く低賃金の人の間の、賃金の差（この例においては時給 100 円）のことを雇用レント（雇用の差額地代）と呼ぶ。つまりある人間が雇用されているということは、別の人間の雇用機会を奪っていることを意味するため、現在働いている人は雇用レントを独占していることになる。フリーライダーを根拠とした反対論は「なぜ働いている私たちが、働いていないあ

なたたちにお金をあげなければならないのか」という不満の形で要約できるが、「雇用レント説」によればフリーライダーは労働者が雇用レント（雇用の機会）を独占していることへの対価として無条件にBIを受け取っていることになる。

第三は「プラグマティックな議論」と呼ばれるものであり、フリーライダーをBIに対する必要悪とみなすものである。これは、フリーライダーとそうでない人を見分けるのはコストがかかるため、排除するよりは必要悪として放任させておくべきだ、という議論である。またBIだけの生活では贅沢ができないため、実際にフリーライダーとなるのは困難である、というものである。

第四に、スチュアート・ホワイトによる「プライスタグ説」があげられている。これによれば、BIは生きるということ、すなわち個性や社会の多様性についての実験を促すものであり、ある程度のフリーライダーは私たちが受け入れなければならない代償とされる。つまり、ホワイトは雇用機会の増加や、低賃金もしくは無償労働の価値向上などのBIによってもたらされる社会へのさまざまな好影響への代償としてフリーライダーを捉えている。

フリーライダーを根拠とするBIへの反対論はフリーライダーを怠け者としてネガティブな存在と捉えるものだった。また、それに対する反批判も第三の「プラグマティックな議論」や第四のホワイトの「プライスタグ説」のようにフリーライダーを必要悪や代償としてネガティブに捉えるものである。こうしたネガティブなフリーライダー観とは対照的に、フィッツパトリックはこれをポジティブな存在として捉えている。フィッツパトリックは、フリーライダーを「自由な社会の証し」としてポジティブに評価している。彼は、多くの自由社会における価値と同じく、フリーライダーが増加していけば最終的には自由社会そのものが脅かされるようになるが、このことが「自由」そのものの価値を否定する根拠にはならない、としている。

2. 4. 2 新自由主義的BI論への懸念

前節でみたように、BIは無条件の基本所得の現金給付を通して、人々の自由を保障し、その自立性を向上させる。極端に言ってしまうと、政府はBIの給付以外では個人に干渉しないことになる。政府は最低限の生活費を給付するのだから、あとはそれぞれの個人が給付された現金を使って市場から財やサービスを購入することで生活を送っていかなければならない。したがって、BIにおいてはすべての生活が個人の自己責任として判断される。現金の使い方を誤り生活が送っていけなくなろうが、ギャンブルばかりして墮落した生活を送ろうが、一人暮らしの老人が孤立を深めようが、これらすべてを個人の自己責任とみなしてしまう。多くの新自由主義者は、このように政府からの干渉が一切なくなる点に魅力を感じ、BIを肯定している。しかしながら一方でこうしたBIの新自由主義的な側面に対する批判も少なくない。

萱野（2012）はBIが保障するのがあくまでも「労働しないことへの自由」であり、「労働することの自由」に関しては一切保障していない点に注目し、その新自由主義的側面を批判している。成熟社会においてはどうしても労働力が余ってしまうため、働きたくても働けない人が必然的に生まれてしまう。こうした労働市場から排除される人に対して、現金を給付することで生活を保障するのがBIの考え方であるが、これでは問題の根本的な解決にはならない。労働市場から排除された人々が求めているのはお金ではなく仕事である。

つまり BI は「労働市場からの排除」という状態を解決するどころか、むしろその状態を固定化してしまう。萱野は、BI はこのように「労働市場からの排除」を通して、むしろ社会的排除を助長するのではないかと指摘している。前節で述べたように、BI は労働と生存を切り離すことで、有償労働以外による社会参加を促進する効果がある。しかしながらこの一方で、労働による社会参加に重きを置く人々を見逃してしまっている点も忘れてはならない。

これに加えて萱野は、BI によって「社会参加強迫観念」がもたらされる可能性がある点も指摘している。左派の BI 論者の多くは、「人々は賃金労働から解放されれば、その外で豊かな社会生活を送れるはず」という前提のもとで BI を擁護している。しかし、こうした前提が行き過ぎると、「賃金労働以外の社会参加で生活は充実させるのが人間のあるべき姿である」という別のパターンナリズム的な強迫観念が生まれる可能性がある。

2. 5 ベーシック・インカム の諸形態

本節の冒頭で BI の定義となる 6 つの条件を示したが、6 つの条件のうちのいくつかのみを満たしているような BI に非常に良く似た所得保障制度の類似案も存在する。T. フィッツパトリック（2005=1999）はこれらの類似案を「最低所得保証構想（Guaranteed Minimum Income Schemes, GMIS）」というひとつのグループにまとめ、それらを「生活を送るのに十分であるかどうか」と「無条件か条件付きか」の 2 つの視点から（図 2-1）のように分類している。

本節の冒頭で示した 6 つの定義満たしたものは「完全 BI」と呼ばれる。これは最も純粋な形の BI であり、すべての人に無条件に生活するのに十分な額が給付される。「部分 BI」は、完全 BI と同じく無条件に支給されるが、給付額は生活を送るのに十分な水準ではない。そのため部分 BI は、労働による賃金や他の給付などの BI 以外の所得によって補われる必要がある。「過渡的 BI」は完全 BI や部分 BI の導入に至るまでの過渡的な形態であるため、給付額の水準は不十分である。

「社会配当」は市場社会主義者たちが提案する所得保証の仕組みである。社会配当は人々を社会資本の共同株主として、その利潤を共有する手段である。そのため、水準が不十分な場合もありうる。

「負の所得税」は M. フリードマンなどによって提案された所得再分配制度である。負の所得税では、所得が設定された額を超えたら課税を行い、設定された所得に満たない者には負の課税が行われる。つまり、低所得者には税金を徴収するのではなく、給付を行うことで所得保障を行うというものである。低所得者への補助が目的であるため、非常に厳格な条件を伴ううえに、給付水準も十分ではない。勤労所得が増えるに従って負の所得税は減額されていくが、勤労所得と負の所得税の合計額は勤労所得が増加に従って増えるように制度が設計されているため、BI と同じく労働インセンティブを高める効果があるとされている。日本において、2012 年に民主党政権が消費税引き上げに伴う税制改革として提案した「給付つき税額控除」は負の所得税と同じ考え方にもとづく制度であった。

「参加所得」は A. B. アトキンソンによって提唱された条件付の BI である。参加所得は、有償労働に限らず社会にとって有益な活動に参加していることを条件に支払われる給付で

ある。その条件については参加所得を実施する社会によって様々なレベルが想定できるが、アトキンソンは以下のような諸活動を提示している。

- ・雇われた、あるいは自営業による労働
- ・年金受給年齢への到達
- ・障害による労働不能状態
- ・失業しているが労働可能
- ・公認された形態の教育または訓練への従事
- ・子どもや高齢者、障害者へのケア
- ・公認された形態へのボランティアワークへの従事、等々

参加所得は無償労働の価値の向上という面ではBIと共通している。しかしながら、社会にとって有益であるかどうかの価値判断を誰が行うのか、またそうした価値判断は果たして可能なのかという問題点が存在する。日本において、2010年4月に実施され、2012年3月まで続いた「子ども手当」は参加所得の一種として考えることができる。少子化が解決すべき問題である日本においては、子育ては間違いなく有益な活動とみなされるべきだろう。

3. 「生きづらさ」解消へのベーシック・インカムの可能性

これまで、1章では日本社会の「生きづらさ」を明らかにし、2章では新たな所得保障制度としてのBIの特徴と問題点を確認してきた。終章となる本章では、1章と2章を踏まえた上で「生きづらさ」の解消へ向けたBIの可能性について考察していきたい。

3. 1 ベーシック・インカム導入への道

前章で確認してきたように、人々がBIを支持しない主な理由は心理的反発によるものである。T. フィッツパトリック(2005=1999)は、BI自体に対する正しいか間違っているかの判断とは別として、多くの人々は働いても働かなくても無条件に貰える給付を素直に支持するだけの心の準備ができていないと述べている。したがって、BIの導入は既存の社会保障制度や政策にBI的な思想を徐々に折り込ことや、前章で確認した過渡的BIの導入などを経る必要があり、長期的な政策プランとなることは避けられない⁸。つまり、BI導入の際には、BIを他から切り離して単独で論じるのではなく、既存の社会保障制度や政策との関連を意識しながら包括的な政策パッケージの一部として論じることが必要不可欠となってくる。次節ではこの視点を参考にして、どのような政策パッケージと組み合わせたBIの導入が「生きづらさ」の解消に必要なのかを考察していきたい。

⁸ フィッツパトリックは完全BIへの移行プランとして、「社会保険の修正→社会保険+過渡的BI→参加所得→部分BI→完全BI」という移行過程を提案しているが、完全BIに至るまでには少なくとも20年以上はかかるとしている。

3. 2 「生きづらさ」解消へ向けたベーシック・インカムのかたち

筆者は、既存の社会保障制度や教育・医療・介助のような社会サービスを解体して、完全BIに置き換えるようなBIの導入では「生きづらさ」は解消できないと考えている。このようなかたちの完全BIでは、前章で確認したすべてを自己責任とするBIの新自由主義的側面を乗り越えることは不可能であり、むしろ「生きづらさ」を増長させる危険性がある。このBIの新自由主義的側面を乗り越えられるかどうかは、BIをどのような政策と組み合わせて導入するかにかかっている。そこで本節では、どのようなかたちのBIをどのような政策と組み合わせるべきなのかという点に注目し、「生きづらさ」解消のためのBIのかたちを考察していきたい。政策についてはBIの導入に際して議論されることが多い、社会サービス（教育・医療・介助など）、雇用（就労支援など）の2点に注目して検討していく。

3. 2. 1 給付額の設定について

給付額の設定については、BIと社会サービスの充実の両立を主張している小沢(2010)のBI案を参考にしたい。小沢はBI給付額として8万円を仮に設定している。これは生活保護において都会一人暮らしに支払われる約8万5000円の生活扶助額や、国民年金の満額支給額の約6万7000円、障害基礎年金1級の約8万円などを参考にした上であくまでも仮に設定されたものである。小沢は教育や住宅、医療などの社会サービスの充実がBIの実現とは別に図る必要があるとしているため、給付額の設定においては生活保護のうち教育扶助や住宅扶助、医療扶助、介護扶助を除いた生活扶助費のみを参考としている。小沢の提案では生活保護における生活扶助費と厚生年金、国民年金の現金給付分は全て8万円のBIに切り替えられることになっている。

都会で生活していく場合、生活保護と照らし合わせれば、住宅補助部分を含めて少なくとも13万程度は必要となってくる。この8万円という設定額だけでは、最低限度の生活を送っていくことは難しい。前章で確認したフィッツパトリックによる分類に照らし合わせると、無条件かつ十分な給付額ではない「部分BI」として理解できる。

3. 2. 2 社会サービスをどうするか

前節で述べたように、特に完全BIの導入はしばしば教育や医療、介助といった社会サービスの解体と共に論じられることが多い。しかしながら、BI自体はあくまでも所得保障のための社会政策の構想にすぎないため、論理的には社会サービスや既存の社会保障給付との両立は可能である。ただし武川(2008)も指摘しているように、現金での用途の限定された社会保障給付は実際のところ想定された用途以外に使用すること（娯楽など）も可能であるため、BIとの差異化を図る意味でも現物給付で行われるべきだろう。筆者は以下の2点の理由から、社会サービスや現物給付による社会保障給付とBIの両立について賛成している。

まず、BIだけでは個別のニーズに対応しきれない点だ。BIはすべての人に無条件に一律で同じ額が支払われる。BIは生存のために人より多くのニーズを持つ障害者のような働け

ない人と、働けるのに働かない人を完全に同等に扱う。そのため、両者の間にあるニーズの差は一切考慮されず、個別のニーズに対応することはできない。こうした BI から漏れてしまう個別のニーズに対応するために、BI とは別に社会サービスや現物による社会保障給付は必要不可欠だろう。多くの障害者にとっては、月 8 万円の BI に加え介助サービスなどの追加給付が行われることではじめて生活保障が成立する。

次に、教育や医療、住宅などはすべての人に共通するベーシックなニーズである点だ。最低限度の生活には医療や住宅は必要不可欠であるし、前章で述べた自律性の向上を BI に期待するのであれば、教育は特に必要不可欠な要素となってくるだろう。これらの社会サービスを解体し、すべてを個人が自由に市場から調達するようにしてしまうとすべての人に平等に保障されない可能性がある。市場の暴走によってこれらのベーシックなニーズを金持ちだけのものにしないためにも、社会サービスとして政府が管理していくべきだろう。

3. 2. 3 雇用をどうするか

BI の最大のメリットは「生存」と「労働」を切り離すことにあり、筆者は BI のこうした側面が「生きづらさ」解消のために有効であると考えている。しかしながら、これは政府が雇用や労働に対する保障の責任からの解放されることを意味するわけではない。BI によって政府が責任から解放されるのはあくまでも生存、すなわち所得と結びついた雇用や労働の保障である。BI はあくまでも資本主義の枠内で機能する再分配の制度であるため、政府は雇用や労働を無視することはできない。また、前章でみたように、BI が導入されたとしても有償労働を通した「承認」の獲得を重視する人は存在し続けるだろうし、BI に労働インセンティブを高める効果が期待される以上はそうしたニーズに答えていく必要がある。生存と労働の切り離しにより、人々に労働からの安全な逃げ道を確保した上で、生存と結びつけずに就労支援を行う、このような雇用の保障が BI 導入後には必要となってくるだろう。

おわりに

本稿では「生きづらさ」の解消手段としての BI の可能性を探ってきた。BI は、労働観の変化による多様なライフスタイルの許容や、「生存」と「労働」の切り離しによる労働からの安全な逃げ道の確保など、「生きづらさ」解消には有効な側面がある。しかし一方で、すべての選択の結果を自己責任としてみなすことや、「労働市場からの排除」を通した新たな社会的排除の危険性など、かえって「生きづらさ」を増長させてしまう新自由主義的な側面があった。その上で筆者は結論として、社会サービスや就労支援と部分 BI の両立を「生きづらさ」解消のための BI 導入のかたちとして提案した。

しかしながら、本稿では具体的にどのような社会サービスや就労支援が必要なのか、というところまで踏み込むことはできなかった。また、本稿の目的はあくまでも「生きづらさ」解消のための BI の可能性を探ることにあつたため、実際に BI を導入する際に大きな課題となってくる財源の問題には一切触れてこなかった。この 2 点については、BI を机上

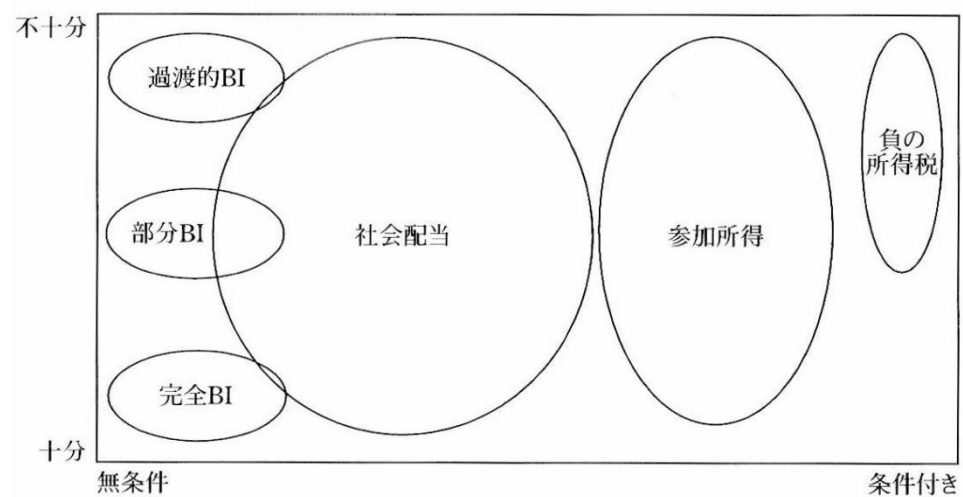
の空論ではなく、リアリティのある構想にするためには必要不可欠な論点であり、今後考えられていくべき残された課題だろう。

参考・引用文献一覧

- 秋元美世, 2008, 「シティズンシップとベーシック・インカムをめぐる権利の理論」, 武川正吾編『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社
- 阿部彩, 2011, 『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂』講談社現代新書
- 池田和彦・砂脇恵, 2009, 『公的扶助の基礎理論—現代の貧困と生活保護制度』ミネルヴァ書房
- 板倉昇平, 2012, 「ベーシックインカムとは何か?」, 萱野稔人編『ベーシックインカムは究極の社会保障か—「競争」と「平等」のセーフティネット』堀之内出版
- 小沢修司, 2010, 「ベーシック・インカムと社会サービス構想の新地平—社会サービス充実の財源はある」, 『現代思想』vol. 38-8, pp62-69, 青土社
- 萱野稔人, 2012, 「ベーシックインカムがもたらす社会的排除と強迫観念」, 萱野稔人編『ベーシックインカムは究極の社会保障か—「競争」と「平等」のセーフティネット』堀之内出版
- 五石敬路, 2011, 「現代の貧困 ワーキングプア—雇用と福祉の連携策」日本経済新聞出版社
- 今野晴貴, 2006, 「諦念と競争に覆われる若者の労働—若者自身による調査でとらえる雇用と意識」, 湯浅誠・富樫匡孝・上間陽子・仁平典宏編『若者と貧困—いま、ここからの希望を』明石書店
- 武川正吾, 2008, 「第1章 21世紀社会政策の構想のために—ベーシック・インカムという思考実験」, 武川正吾編『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社
- 仁平典宏, 2006, 「世代論を編みなおすために—社会・承認・自由」, 湯浅誠・富樫匡孝・上間陽子・仁平典宏編『若者と貧困—いま、ここからの希望を』明石書店
- 宮本太郎, 2009, 『生活保障—排除しない社会へ』岩波新書
- 湯浅誠, 2008, 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書
- Tony Fitzpatrick, 1999, “Freedom and security : an introduction to the basic income debate”, Macmillan Press. (=2005 武川正吾・菊池英明訳 『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房.)

図表

図 2-1 フィッツパトリックによる最低所得保障構想の分類



Tony Fitzpatrick, 1999=2005, p43